

令和元年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金交付要領

(この要領の趣旨)

第1条 この要領は、八戸市内の団体の地場産品を活用した料理・食文化普及活動等の事業に要する経費について、令和元年度の予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、この要領の定めるところによる。

(地場産品を活用した料理・食文化の定義)

第2条 この要領において「地場産品を活用した料理・食文化」とは、当市のまちおこしの地域資源となる地場産品を活用した料理・郷土料理・当市に根付いている食文化をいう。

(対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、下記の要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象事業により、地場産品を活用した料理・食文化普及促進に取り組む、又は取り組もうとする八戸市内の団体であること。
- (2) 公共の利益に反する行為を行わない団体であること。
- (3) 暴力団（八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条第1号に規定する暴力団に準ずる。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（八戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に準ずる。）の統制の下にある団体ではないこと。
- (4) 過去1年以内に、罰金刑以上の刑に処せられていないこと。（法人にあっては、当該法人又は代表者等）

(交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付申請にあたって、補助金交付申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

2 補助金の交付申請にあたっては、補助金交付申請書に理事長が定める以下の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) その他理事長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 補助金の交付決定通知は、補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

2 理事長は、補助金の交付を決定するにあたって必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、交付の条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を中止し、又は

廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を理事長に提出してその承認を受けること。

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を理事長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和2年4月1日から5年間保管しておくこと。

（取下期日）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定内容、またはこれに付された条件に不服があるときは、書面により申請の取り下げをすることができるものとし、その期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日とする。

（実績報告）

第9条 補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和2年3月31日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

2 実績報告にあたっては、実績報告書に理事長が定める以下の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) その他理事長が必要と認める書類

（確定）

第10条 理事長は実績報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業者に通知するものとする。

2 補助金の額の確定通知については、補助金確定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（交付時期）

第11条 補助金は、第6条に基づく交付決定通知書にて通知した後、補助事業者からの請求に基づき、一括概算交付する。

2 補助金の請求は、補助金請求書（第7号様式）を理事長に提出して行うものとする。

附 則

この要領は令和元年11月1日から実施し、平成31年4月1日から遡及適用する。

別 表

補助対象経費	補助金の額
<p>事業実施主体が、当市の地場産品を活用した料理・食文化普及等を図るために実施する事業のうち、次の経費とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県外イベントへの出展による、地場産品を活用した料理・食文化のPRに要する経費 2. 地場産品を活用した料理・食文化をPRするリーフレット等を作成する際の経費 3. 市民によるまちおこし活動の啓発のための経費 4. その他、地場産品を活用した料理・食文化普及等を図るために必要な経費であると理事長が認めるもの 	<p>左の経費の2分の1に相当する額又は500,000円のいずれか低い額以内の額で、理事長が決定する。</p>

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

一般財団法人VISITはちのへ
理事長 へ

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名 印

令和元年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金交付申請書

令和元年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金交付要領第5条
第1項の規定に基づき、補助金の申請について、関係書類を添えて下記のとおり申請し
ます。

記

補助金交付申請額 円

第2号様式（第5条、第9条関係）

事業計画書（事業実績書）

1 事業の目的（事業の成果）

2 事業計画（事業実績）及び経費の配分

事業名	事業内容	事業費	左の内訳	
			補助金	自己資金
		円	円	円
計				

3 収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	(本年度予算額)	(比 較)		備 考
			(増)	(減)	
補助金	円	円	円	円	
自己資金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	(本年度予算額)	(比 較)		備 考
			(増)	(減)	
	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定（事業完了）年月日

様

一般財団法人V I S I Tはちのへ
理事長 塚原 隆市

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和元年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金については、同事業補助金交付要領第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 補助金額 金 円

2 条件 令和元年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金交付要領を順守すること。

第4号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

一般財団法人VISITはちのへ
理事長 あて

住 所
補助事業者 団 体 名
代表者氏名

印

令和元年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和元年度
地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業について、下記のとおり中止（廃止）
したいので、同事業補助金交付要領第7条第1号の規定により、その承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 事業の状況

（注）「事業の状況」については、第2号様式の2に準じて記載するものとし、事
業の内容及び経費の配分は、その時点におけるものを記入すること。

第5号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

一般財団法人VISITはちのへ
理事長 へ

住 所
補助事業者 団 体 名
代表者氏名

印

令和元年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業
完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和元年度
地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業が完了したので、同事業補助金交付
要領第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

様

一般財団法人V I S I Tはちのへ
理事長 塚原 隆市

補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和元年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金については、同事業補助金交付要領第10条第1項の規定により、次のとおり確定したので通知します。

1 交付決定補助金額	円
2 確定補助金額	円
3 交付済補助金額	円
4 未交付額	円

第7号様式（第11条関係）

令和 年 月 日

一般財団法人VISITはちのへ
理事長 あて

住 所
補助事業者 団 体 名
代表者氏名

印

令和元年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金請求書

金 円

ただし、令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和元年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金として、上記の金額を請求します。